

# 【金融所得課税の一体化】公社債等の税制改正のお知らせ

金融所得課税の一体化に向け、平成28年1月1日(金)より個人のお客さまの公社債および公社債投資信託等(以下、公社債等)の税制が改正されます。

## 改正内容の概要

### 1 公社債等の売却益が課税対象となります

現行	平成28年1月1日から
原則非課税 <sup>(*1)</sup>	20% <sup>(*2)</sup> の申告分離課税

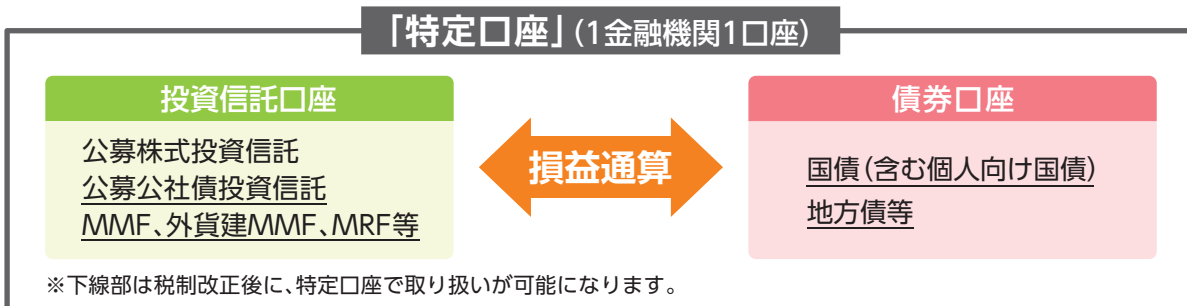
▶ **ポイント** 平成27年中に売却した場合は、売却益が非課税となります。

### 2 公社債等が申告分離課税となり、上場株式等と損益通算できるようになります

変更項目	現行	改正後
上場株式等との損益通算	不可	通算可
課税方式	公社債等の売買損益	原則非課税 <sup>(*1)</sup>
	公社債等の利子 <sup>(*3)</sup>	20% <sup>(*2)</sup> の源泉分離課税
	公社債の償還損益	総合課税(雑所得)

▶ **ポイント** 確定申告を行うことで、売却損と償還損は翌年以降3年間、繰り越しが可能になります(税務署で手続きが必要)。

### 3 公社債等が特定口座で管理できるようになります



- ▶ **ポイント**
- 公社債等のうち取得日・取得価額が判明しているものは、「特定口座」での取り扱いが可能となります。
  - 「特定口座」をご利用いただくと、当行がお客さまに代わって譲渡損益等を計算し、「年間取引報告書」を作成しますので確定申告のお手続きが簡単になります。
  - 特定口座(源泉徴収あり)を選択の場合は、確定申告が原則として不要となります。

(\*1) 公社債の一部(ゼロクーポン債等)は総合課税。

(\*2) 平成49年12月31日までは復興特別所得税が付与され、20.315%となります。

(\*3) 公募公社債投資信託やMMF・MRF等の普通分配金、公募公社債投資信託の解約・償還損益を含みます。

※本資料は、平成27年4月21日現在における情報にもとづき作成しております。税制上の具体的な対応は税理士等の専門家にご相談ください。